

農村での幼児の遊び場はいかにありうるか

13H2008 石田明日香

1. 本研究の背景と目的

2015（平成27）年、青森県つがる市において、第2次つがる市総合計画策定に係る地域づくりワークショップ（以下、「市民討議会」）が全3回にわたって開催された。市政に関する様々な課題と解決策が議論される中、女性で構成されたグループの中で「公園が欲しい」という意見が挙げられた。しかし、公園が減少しているわけではない。都市公園等の面積・箇所数は年々増加傾向にある（国土交通省、2015）。したがって、問題は公園そのものの数というよりも、「子どもが自由に遊べる公園」や「子どもを遊ばせる場所」の少なさなのではないだろうか。

全国を対象とした調査では、個々の市町村の遊び場環境について深く追及することは難しい。また都市と農村という地域の属性の違いによっても、利用される遊び場が異なるのではないかと予想する。そこで本研究の目的を、「農村における公園への需要を調査し、需要に対応した遊び場の形を提案すること」とした。

2. 本研究の調査対象

本研究では、青森県つがる市およびつがる市周辺の遊び場10か所、および市民341人を対象に観察調査、聞き取り調査、質問紙調査を行った（表1）。

表1 調査対象

観察調査	公園	7か所
	子育て支援センター	1か所
	室内遊び場	1か所
	空き地	1か所
質問紙+聞き取り調査	子育て支援センター	4人
	つがる地球村	20人
質問紙調査	認定こども園5か所に子どもを預けている保護者	317人

計 10か所、341人

3. 農村における遊び場の現状

3-1 2つの公園

公園には大きく分けて都市公園と農村公園の2つがある。都市公園は、地方公共団体および国が設置する公園または緑地である（都市公園法）。一方農村公園は、農林水産省の「農村総合整備モデル事業」で整備された公園である。

公園を利用する人にとって、都市公園・農村公園といった公園の分類は特に認識されない。そこでこれらの公園を、規模の違いと徒歩圏内・圏外という基準から、「おさんぽ型公園」・

「おでかけ型公園」と名付け、分類した（表2）。おさんぽ型公園とおでかけ型公園では、遊び場として選択される際の需要が異なる。おさんぽ型公園は、徒歩圏内（～1km）で、日常的に遊べる公園を指す。都市公園の住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）に該当する。おでかけ型公園は、車や電車での移動を必要とし、家族揃って遊びに出掛け、大規模な遊び場で非日常的な体験ができる公園を指す。

公園タイプ	公園種別	配置基準
おさんぽ型公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。※近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位
おでかけ型公園	都市基幹公園 総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

3-2 公園の現状

つがる市内の公園7か所を観察した。このうち玉水農村公園（おさんぽ型公園）では、遊具の錆び、落ち葉の散乱など、利用されている様子が見られなかった。



図1 玉水農村公園の4連ブランコ

3-3 公園以外の遊び場（室内遊び場）

公園以外の遊び場として、青森県五所川原市のショッピングモール ELM（エルム）が運営している室内遊び場「すくすくーる」を観察した。平日は約 30 組、土日は約 200～250 組の親子が利用する。室内遊び場を利用するメリットとして、①室内のため、天気の悪い日や冬の遊び場不足に対応できること、②土足禁止や、遊具の点検・消毒を行っているため安全で清潔な環境であること、③買い物の流れで利用できることの3点が挙げられる。



図2 すくすくーる内の様子

4. つがる市内認定こども園5か所での質問紙調査

4-1 最も利用されているのはおでかけ型公園：単純集計

つがる市内の旧5町村にある認定こども園に子どもを預けている保護者 317 人に質問紙調査を行った。おでかけ型公園、おさんぽ型公園、室内遊び場の利用頻度を尋ねたところ、おでかけ型公園を利用する人が最も多いこと、おさんぽ型公園および室内遊び場を利用する頻度の構成は似ているが、おさんぽ型公園を利用しない人がより多いことが明らかになった（図3）。

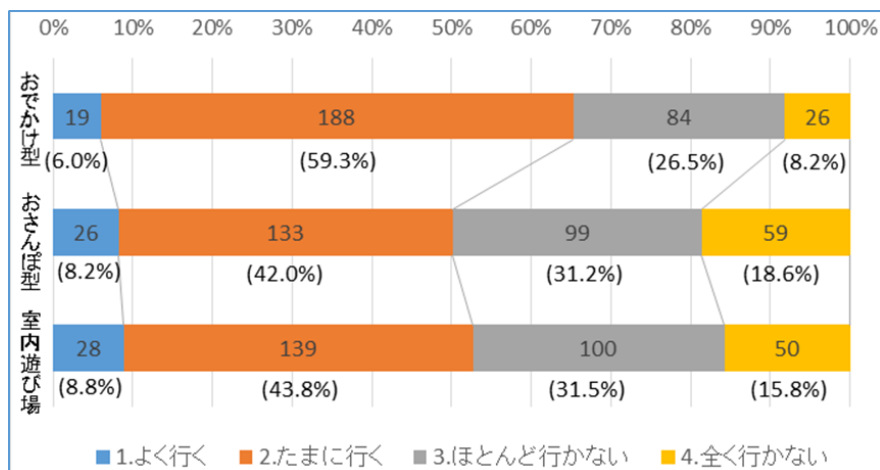


図3 子どもとの遊び場 (n=317)

4-2 おさんぽ型公園の不足を室内遊び場で補う：居住地区による差異

居住地区によって遊び場の利用頻度に差があるかどうかを確かめるため、居住地区と遊び場の利用頻度に関する質問でクロス集計および χ^2 検定を行った。居住地区とおさんぽ型公園のクロス集計と χ^2 検定の結果、有意水準1%で居住地区によっておさんぽ型公園の利用頻度に差があることが判明した(表3)。居住地区と室内遊び場のクロス集計と χ^2 検定の結果、居住地区によって室内遊び場の利用頻度に差があるとはいえない(表4)。ただし、おさんぽ型公園に「行かない」人が多い稲垣地区と森田地区で室内遊び場に「行く」人が多く、逆におさんぽ型公園に「行く」人が多い木造地区、車力地区で室内遊び場に「行かない人」が多い。つまり、おさんぽ型公園に行く機会が少ない森田地区、稲垣地区の保護者が、室内遊び場で子どもの遊び不足を補っていると考えられる。

表3 居住地区×遊び場(おさんぽ型公園)のクロス集計表

		行く	行かない	計
木造地区	度数	21	13	34
	%	61.8%	38.2%	100.0%
柏地区	度数	55	47	102
	%	53.9%	46.1%	100.0%
車力地区	度数	27	17	44
	%	61.4%	38.6%	100.0%
稲垣地区	度数	19	26	45
	%	42.2%	57.8%	100.0%
森田地区	度数	21	46	67
	%	31.3%	68.7%	100.0%
つがる市外	度数	7	1	8
	%	87.5%	12.5%	100.0%
計	度数	150	150	300
	%	50.0%	50.0%	100.0%

($\chi^2=19.6998, df=5, p=0.001423, p<0.01$)

表4 居住地区×遊び場(室内遊び場)のクロス集計表

		行く	行かない	計
木造地区	度数	16	18	34
	%	47.1%	52.9%	100.0%
柏地区	度数	54	48	102
	%	52.9%	47.1%	100.0%
車力地区	度数	19	25	44
	%	43.2%	56.8%	100.0%
稲垣地区	度数	24	21	45
	%	53.3%	46.7%	100.0%
森田地区	度数	39	28	67
	%	58.2%	41.8%	100.0%
つがる市外	度数	7	1	8
	%	87.5%	12.5%	100.0%
計	度数	159	141	300
	%	53.0%	47.0%	100.0%

($\chi^2=6.739, df=5, p=0.2408, n.s.$)

5. 新しい遊び場の形の提案（冒険遊び場）

つがる市のみならず全国の自治体にとって、公園の新設や遊具の設置に掛ける予算を確保することは難しいのが現状である。そこで、「冒険遊び場」のコンセプトを取り入れることを提案したい。冒険遊び場は、大人の監督のもと、自然の中で火やのこぎり、金づち等を使うことができる遊び場である。高額な遊具は必要なく、ボランティアの大人が趣向を凝らした遊び道具を用意し、子どもが自由な発想で身体を使って遊ぶ。つがる市の場合冒険遊び場という存在自体が浸透していないため、初めは固定の場所に冒険遊び場を設置するよりも、全ての地区の親子に新しい形の遊び場を体験してもらえるよう、「青森にプレーパーク作り隊」（図4）のような移動式の冒険遊び場を提供するほうがよいと考える。冒険遊び場の考え方は、第2回市民討議会（2015/5/12）で女性グループから出ていた「ママ同士が集まれるようなイベントを定期的実施してはどうか」「夫婦がたまることのできる場所やイベントがあればいいと思う」という意見にも対応している。冒険遊び場のような、大人の監督のもとで自由に遊べる場所が増えれば、子どもたちをはじめ、子どもたちの親や地域の大人等、公園に人が集まり、コミュニティも活発になるのではないだろうか。



図4 「青森にプレーパーク作り隊」の活動

（出典：NPO 法人子育てオーダーメイド・サポートこももウェブサイト）

6. 参考文献

NPO 法人子育てオーダーメイド・サポートこもも <http://comomo-aomori.jimdo.com/>

（最終アクセス：2017/1/14）

国土交通省、2015、都市公園等の面積・箇所数の推移

http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/01_h26.pdf

（最終アクセス：2016/11/13）

都市公園法

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S31/S31HO079.html>（最終アクセス：2016/11/17）